

国土利用計画法に係る土地売買等届出

○一定面積以上の大規模な土地取引には、国土利用計画法に基づく届出が必要です。

取引の形態

- 売買 ○交換 ○営業譲渡 ○譲渡担保 ○代物弁済 ○共有持分の譲渡
- 地上権・賃借権の設定・譲渡 ○予約完結権・買戻権等の譲渡

取引の規模（面積用件）

- 市街化区域 2,000 m²以上 ※市街化区域 5,000 m²以上は、取引前に公拡法届出が必要
- 市街化調整区域 5,000 m²以上

届出の手続

- 届出者 土地の権利取得者
- 届出期限 契約締結日から2週間以内（契約締結日を含む）
- 提出書類 2部

添付 順序	図書等の名称	縮尺等	明示すべき事項等
1	土地売買等届出書	所定書式	押印
2	契約書の写し又はこれに代わるその他の書類		代物弁済等で売買契約書がない場合、これに代わる覚書等の土地（工作物）の対価及び土地（工作物）の所在が確認できる書類
3	位置図	1/50,000程度	土地の位置を明らかにした地形図（届出地を赤色で記入）
4	住宅地図	1/2,500程度	土地及びその付近の状況を明らかにした図面（届出地を赤色で囲む）
5	公図写		土地の形状を明らかにした図面（届出地を赤色で囲む）
6	委任状		通知の受領等を委任する場合（届出書に押印した印鑑と同じものを押印）

担 当：沼津市 都市計画部 開発指導課
電 話：055-934-4761（直通）